

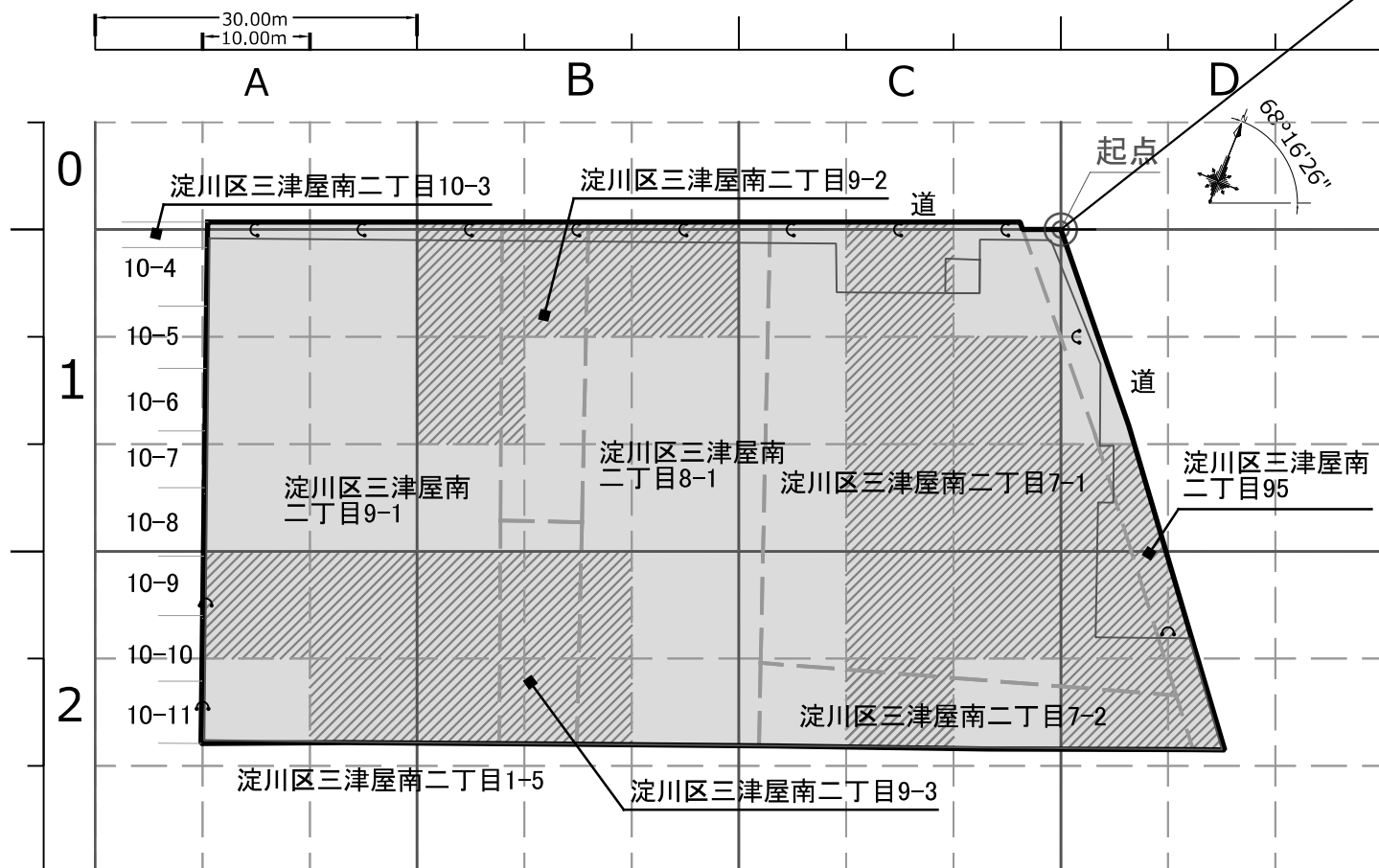
別図

【格子の回転角度】

格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を中心として右回りに $68^{\circ}16'26''$ 回転させた

【起点】

起点は、淀川区三津屋南二丁目95番(地番)の最北端とした。



【凡例】



形質変更時要届出区域
(人為・自然由来)